

令和5年6月14日（水曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、仁野央子、  
萩原唯典、岡部敦吏、牧野圭輔

欠席委員

三輪敏之、竹中隆一

開会

9時55分

市民局

9時56分

付託議案説明

- ・議案第59号 姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について
- ・議案第60号 姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

質疑・質問

10時01分

（質問）

姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収条例の一部を改正する条例について、改正理由としては、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている市民の負担を軽減し、また、窓口の混雑緩和を図るためとあるが、どのように考えているのか。

（答弁）

本市では、現在70%以上の市民がマイナンバーカードを取得しているものの、同カードを使用したコンビニ等の多機能端末機における証明書等交付の利用実績が少なく、令和2年度のコンビニ交付は全証明書等交付数の20%前後にとどまっている。

コンビニ等での証明書等発行の操作を不安に感じて、窓口に行く市民も多くいると思われることから、令和5年度に住民窓口センター窓口にタブレット端末等を設置し、タッチパネルを操作して申請を行ってもらうなどスマート窓口の便利さを実感してもらいたいと考えている。

その取組の一環として、今回、国の交付金を受け取れることもあり、現在でも窓口交付より100円安いコンビニ交付手数料をさらに50円安く設定して、コンビニ交付を一層加速させようとするものである。

（質問）

当該措置は国の交付金により、令和5年9月1日か

ら令和6年3月31日までとなっているが、令和6年度以降も継続して実施するような考えはあるのか。

（答弁）

当該措置は、令和5年度地方創生臨時交付金により実施するものである。コンビニ交付1件につき、手数料として117円をコンビニに対し支払うことになるため、さらなる費用負担を考慮すると、令和6年度以降は当該措置を継続せず、令和5年8月末時点の手数料に戻すことを考えている。

ただし、令和5年8月末時点の手数料に戻したとしても、窓口で取得するよりは100円安くなっていることから、現在、70%以上の市民がマイナンバーカードを所持していることを踏まえ、市役所窓口より手数料が安く、利便性の高いコンビニ等での証明書等の交付について当該期間中に集中的に推進したいと考えている。

（質問）

手数料が安いとコンビニ交付を利用するよう周知を行ったとしても、マイナンバーカードの安全性を担保した上で利用に結びつけるような取組を行わないと、特に高齢者などはなかなか利用しないと思う。

マイナンバーカードを利用した証明書交付システムで、別人の証明書が交付されるトラブルが全国で相次いで報道されているが、そのようなことは本市で発生していないのか。

（答弁）

今回障害を引き起こしたシステムは、富士通Japanが自治体向けに提供しているものである。

本市は同社と契約しておらず、また現在契約中の業者にも再度確認を行い、システム上そのような問題が生じないという回答をもらっている。

まずは国が提供しているシステムにおいて、エラーが生じずデータ入力できてしまうなどの問題点を修正する必要があるが、各自治体における個人情報の入力段階でのヒューマンエラーも、トラブルが発生した主な原因になっていると考えられる。

本市においても、ヒューマンエラーを限りなくゼロにしていくため、ダブルチェックなど様々な取組を行い、マイナンバーカードの信頼性を確保し市民に利便性を享受してもらえよう、しっかりと取り組んでいきたい。

(要望)

当該措置は令和6年3月31日までの半年間の措置であるため、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている市民の負担を軽減するというより、市民にコンビニ交付の利便性を享受してもらうほうが重要だと考える。

マイナンバーカードに対して根強くある不信感を払拭できるよう、マイナンバーカードの使用における安全性についても併せて周知を図られたい。

(質問)

機械操作に対する不安を感じる人は、窓口に行くと思う。

証明書発行端末が設置されているコンビニにおいて、機械操作に不慣れな利用者を支援してもらえよう取組は実施しないのか。

(答弁)

コンビニには、機械を設置してもらっているのみで、協力を依頼することは困難であると考えている。

令和5年度は、郵便局で証明書等交付を実施できるよう協議を進めており、郵便局の窓口職員に利用者支援してもらいような連携も検討していく。

今後、デジタル化に併せて市民局が所管する出先機関の扱いを検討していく必要があるものの、高齢者や機械操作が苦手な市民に対して、市民サービスを低下させず誰一人取り残さないために、窓口での人と人との関係も何らかの形で担保していくことも重要だと考えている。今後の窓口サービスの在り方も含めて、さらにもう一歩進んだ形で検討を深めていきたい。

(質問)

残骨灰について、平成28年度から売却を行って本市の収入としてきたが、令和3年度から令和5年度にかけて、名古屋山霊苑の残骨灰処理にかかる業務委託の入札結果はどのようになっているのか。

(答弁)

令和3年度はマイナス2,204万4,000円、令和4年度はマイナス2,420万6,000円、令和5年度はマイナス2,818万1,050円となっている。

(質問)

令和3年度以降、同じ業者が落札しているのか。

(答弁)

令和3、4年度は同じ業者であったが、令和5年度

は業者が変更となっている。

(質問)

令和5年度に落札した業者の名前は開示できるのか。

(答弁)

株式会社ジェイアクアである。

(質問)

当該委託業務では、市内に残骨灰の埋葬地を確保しなければならないという条件を付していると思うが、現在の残骨灰の埋葬地はどこになっているのか。

(答弁)

令和4年度までは、勝原区朝日山に埋葬していたが、令和5年度に業者も変更になり、夢前町山之内の大善寺境内の一画に供養塔を設置している。

(質問)

過去には、石川県の能登地域のほうに残骨灰を埋葬していたと聞いているが、その後、職員が埋葬状況を確認するために現地を訪問したことはないのか。

(答弁)

令和3年度から令和5年度は現地訪問を行い状況も確認しているが、能登地域への現地訪問は行ってないと思われる。

(質問)

そもそも現地確認は必要なのか。

(答弁)

事前に業者から報告書も受領しているものの、残骨灰がどのような状況下で埋葬されているのか、また残骨灰を納めるスペースが確実にあるのかということを確認する必要があるため、現地確認を行っている。

(質問)

残骨灰が墓地等で放置されてしまうのが問題となっているように、能登地方での埋葬地が当初は適正に管理がなされていても、契約終了から長期間経過した現在、どのような扱いになっているのか不明であると思う。現地確認の必要性についてどのように考えているのか。

(答弁)

できるだけ市民にとって身近で、利便性のよいところに埋葬する観点から、市内に供養塔を設けたといういきさつがある。能登地域の埋葬地は非常に遠方であり、定期的な現地訪問は困難かもしれないが、数年に

1度の現地訪問は必要ではないかと考えている。

(要望)

能登地域への現地確認について、しっかりと対応してもらいたい。

(質問)

5月22日に厚生委員会の現地調査で名古屋山霊苑納骨堂を訪問した際、4棟ある納骨堂では、骨壺を詰めて配置し直したら、ほかの骨壺を収納できる空きスペースが取れると聞いた。

市民が希望する納骨堂に埋葬してもらうことは可能か。

(答弁)

4棟の納骨堂において、骨壺を遺族に返還した後、スペースがところどころ空いていることは我々も認識している。

ただ、一般的に納骨用棚には7段程度骨壺を納めるスペースがあり、骨壺は隙間なく安置されているため、例えば最上段から最下段へ骨壺を移動させて空きスペースを作ることは、一朝一夕にはできかねる。

今後数年間かけて、空きスペースを作るためにどのような方法がよいのか検討していきたい。

(質問)

当該業務は、市の職員が行うことになるのか。

(答弁)

現在、システム入力や納骨入替え作業の支援などの業務はシルバー人材センターに業務委託している。計3人のスタッフが、1日1人ずつ日替わりでローテーションを組んで業務を行っている。

しかし、当該業務は業務委託外となるため、市の管理担当職員と斎場担当職員とで行わざるを得ないと考えている。

(質問)

シルバー人材センターから派遣されるスタッフは高齢者であり、納骨用棚は非常に高い上に、骨壺入替えなどを1人で作業しているようだが、安全面は大丈夫なのか。

(答弁)

現在は東北塔での納骨作業を依頼しているが、脚立の上立ち、支柱を支えながら作業してもらっており、今まで実際にスタッフがけがをしたことはない。

また、市職員も定期的に見回りをを行い、事故が生じ

ないように留意している。

(質問)

シルバー人材センターの高齢スタッフが1人で作業を行うことについて、業務内容を改善してもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

長年、1人体制で業務を行ってもらっているが、安全面を考慮すると、少なくとも2人体制が必要であると思われる。予算要求等の機会に財政当局とも相談していきたい。

(質問)

納骨堂の西南塔の1階部分は現在未使用となっており、2万5,000個から3万個程度の骨壺を配置できる空きスペースがあるものの、平成22年に改修されて以降、現在まで10年以上使用されず放置されている状態である。なぜ当時、改修工事を行う必要があったのか。

(答弁)

詳細については不明であるが、平成14～15年頃に、名古屋山霊苑管理事務所の建て替えを行った後、西南塔に行く途中にあった展望台を撤去するなどして、スロープの整備を行っている。

今後の霊苑内の整備計画を考える中で、西南塔だけが斜面を利用して建設されているため、斜面の有効活用として平成22年当時に整備されたのではないかと推測している。

(質問)

西南塔において、1階部分へはスロープが整備されているが、現在参拝できる場所は2階部分だけである。

高齢者の遺族も多いと思うが、1階部分で参拝ができるようにすることについて、どのように考えているのか。

(答弁)

西南塔以外の3塔は階段を降りると参拝スペースを設けているが、西南塔は2階構造という特異的な構造となっており、階段を使用する2階部分に参拝スペースを設けている。

1階部分に新たな参拝スペースを設けることは困難なため、2階部分で参拝してもらいたいと考えている。

(質問)

参拝を希望する人は2階部分に上がってもらい、納骨だけを希望する人はスロープを使って、直接1階部分に行ってもらったらよいということか。

(答弁)

基本的には、お骨を入替えて参拝する一連の手続きは、2階部分でもらうことを考えている。

1階部分には参拝スペースはないがお参りのようなことをすることは可能であるため、遺族の意思を確認して、ケースバイケースで最適な方法を決定していきたいと思う。

(質問)

お骨の入替えは、参拝スペースで行うものなのか。

(答弁)

そうである。

(要望)

どうしても2階部分で参拝したいという人以外は、安全なスロープを利用して、直接1階部分で納骨できるように対応してもらいたい。

(質問)

中央支所は姫路東消防署の附帯施設であるのか。

(答弁)

附帯施設ではないが、同消防署の建物内に存在している施設である。

同支所は、市役所が現美術館から安田に移転する際に、消防署の敷地内に支所・市民センター機能も含めた施設を作るという構想の下建設されたものと理解している。

(質問)

同消防署の現地建て替えについて、文化庁に確認したところ、本市からは立ち話程度の話はあったが、正式な話はなかったとのことであった。

消防施設にはかなり高い耐震機能が求められると思うが、支所であればそうでもなく、中央支所を現地で建て替えすることが可能であると思うがどうか。

(答弁)

同消防署のある中曲輪内は、現状変更等する際に法令による規制が多いところである。

特別史跡姫路城跡保存活用計画において、消防署は防火施設として位置づけられているため、基礎を壊すことや地下を掘り返すようなことがなければ、時間はかかるが現地建て替えを検討できる可能性はあると

思う。しかしながら、老朽化した同消防署が今後も防災を担うためには、地中を掘り返して免震機能を付加した建物にする必要があり、現実的に現地建て替えは不可能に近いと考える。

中央支所も、外観を全く変えずに現地で大規模改修を実施することは、現在の施設の老朽化から考えると非常に厳しいと思う。

持続可能な市民サービスを提供するために重要なことは、デジタル化も含めた施設の適正配置である。

市民局としても今後の出先機関の在り方について主体的に検討を進めているが、中央支所は地域の拠点施設でもあり、移転を前提に在り方を検討しているところである。

(質問)

中央市民センターについてはどうか。

(答弁)

同センターは、コロナ禍前から施設利用率が30%前後で推移しており、周辺にある花の北市民広場や市民会館の施設利用率とそれほど差はない。

したがって、中央市民センターを別の場所に移転し、同等面積を確保することは非常に難しいと考えており、周辺施設の有効活用も考慮した上で検討を深めていきたい。

(要望)

同消防署の現地建て替えに関しては、免震機能を持たせるためにかなり深い掘削が必要であるため困難であるとしても、中央支所や中央市民センターの機能を持った施設として現地建て替えができるよう、地域の声を聞きながら取り組んでもらいたい。

(質問)

地域包括支援センターの配置方針について、同センターを公共施設内に設置できていないことを健康福祉局に尋ねたところ、所管する公立施設数の増加が見込めないため、スペースの確保も簡単ではないということであった。

本市の方針では公共施設内に設置するということであるが、市民局が所管する市民センターや地区総合センター、公民館などに設置することはできないのか。

(答弁)

施設の複合化・集約化は、周辺の状況、人口動態等を踏まえて総合的に検討を深めていく必要があると

思う。今後の施設の在り方については、各局が主体的に考えるとともに、我が事として各局が連携して考えていかなければならない。当然、市民局も我が事として、今後も検討していきたい。

(要望)

地域包括支援センターは、高齢者福祉サービスの一環で設置されており、地域の相談場所となっている。

高岡地域包括支援センターは、高岡サービスセンターも併設されてノンストップで手続きができる高岡市民センター内に、安室地域包括支援センターは安室公民館内にスペースを確保して設置するよう検討してもらいたい。

(質問)

姫路市連合婦人会は、現在どのような構成となっているのか。

(答弁)

5校区1地区の合計6地区が加盟している。

(質問)

校区とは、小学校区のことか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

本市が附属機関を設置する際、同会から代表が選出されるケースはかなり多いと思うが、小学校区70弱の中で5校区1地区という組織率からすると、同会は全体の代弁者となり得るのか疑問である。

女性という観点から意見を求めるのであれば、同会という組織にこだわらず、違う手法を検討してもらいたいがどうか。

(答弁)

同会はピーク時に56ほどの校区が加盟していたが、様々な理由から脱退していき、現在の加盟数となっている。

しかしながら、同会は、姫路市消費者協会の取組や本市の事業への協力など、現時点においても意義のある活動を行っている。

今後の在り方について同会と共に検討する中で、同会の加盟に関して、校区婦人会だけでなく地域で活動している女性の団体にも加盟してもらうようにした。また、女性コミュニティ活動推進事業の補助対象を、従来は校区の婦人会等に限定していたものを、地域で

活動している女性の団体にも広げるようにした。

附属機関における人選の際に、同会に対し、市民の代表として安直に委員の推薦を依頼している現状は否定できない。男女共同参画推進課で整備している男女共同参画・女性人材リストを拡充することで、附属機関に適した人材を広く活用することは、今後も工夫が必要であると考えている。

同会以外でも、子ども会や老人クラブも会員数が減少し弱体化している。それぞれ任意団体のため本市が強制的に介入することはできないが、地域の声を聞きながら、地域活動団体の支援の在り方について、今後検討していきたいと考えている。

(要望)

今後の在り方について前向きな改善に取り組んでもらいたい。

(質問)

地区総合センターの中で、突出してほぼ1年365日開館しているセンターがある。

各地区総合センターは、条例に基づく附属機関である運営委員会で、開館日に関する意見を聴取した上で運営していると思うが、開館に伴う経費は当然発生している。

地域により開館日数に格差があることはおかしいと思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

運営委員会や地域の声を聞いて対応を検討した上で土日に開館している地区総合センターもあり、17ある地区総合センターごとに経費も異なっている。

地区総合センターは、市民局として重要な役割を果たしていると認識しており、地域に開かれたコミュニティセンターとして、施設を大いに利用してもらい、地域の住民が地域のために行いたいことがあれば可能な範囲で対応していくことが必要であると思う。

地区ブロックや総合センターによって活動内容に差があったため、各センター所長が意見交換を行い、せつかくある施設を地域のためにもっと有効に使える一歩進んだ取組も行っている。

地域の声も大事にしながら、今後の在り方を検討していきたいと考えている。

(質問)

見野総合センターでイベントを開催するに当たっ

ては、地域のイベントとなれば私のイベントということであり、公私の区別がついていないと思う。

地区総合センターの平均開館日数が年間 245 日であるのに対して、同センターだけが年間 359 日であり、限度を超えていると思う。

行財政改革を行う中で、同センターだけが 1 年中ほぼ開館して、職員の人件費等の経費を支出しているような状態について、どのように考えているのか。

(答弁)

地区総合センターの役割の 1 つに、地域交流事業の実施があり、ここ数年、各センターにおいて一歩進んだ取組を行っているが、見野総合センターにおいても、地域交流事業に合わせて、地元でも様々な取組を行っている。

職員には一定の負荷がかかっているものの、ほかの地区総合センターのモデルとなるような取組を非常に多く行っており、よい取組としてほかの地区総合センターへ紹介したい部分もある。地域がやる気になって活動していることに水を差すべきではないと思う。

今後の地区総合センターの在り方についてはもう少し検討する必要があると思うが、現状において直ちに是正するようなことは考えていない。

(質問)

地域がやる気になって次々に頑張ることに水を差すわけにはいかないということであるが、特定の地域の要望によって予算をつけたり人を配置したりして、結果的にほかの地域より突出してしまっている状況が生じている。

ほかの地域と比べて明らかな格差があれば、ある一定のところまではその差を埋めるために是正策を講じ、平準化していく必要がある。特定の地域だけではなく、本市全ての地域で積極的に取り組んでもらわないといけない。

地区総合センター設置の背景には同和問題があるが、そこを逆手に取って特別扱いすることは、本来の施策の考え方と異なると思う。逆差別にもつながってくることであり、大きな問題であると思うがどうか。

(答弁)

要望されること全てに対応しているわけではないし、ほかのセンターに比べて見野総合センターだけ特別に、地域交流事業の予算を多く割り当てているとい

うこともない。

各地域が地域活性化について自ら考え、積極的に行動を起こすことは、予算の確保という大きな課題はあるが、非常によい流れだと考えている。

(意見)

見野総合センターは、ほかの地区総合センターと比べて特別扱いが突出している。10 の要望に対し、例え 2、3 の要望しか応えていなかったとしても、それで今の状況となっているのはとんでもない話である。

現在、職員以外の者からの要望等は、原則、全件記録することとなっている。同センターの要望の記録は何もなく、特定の地域だけは要望という形にならなくても、要望が実現してしまうのはおかしいと思う。

(質問)

地区総合センターの清掃業務について、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構と民間業者に業務委託していると思うが、それぞれの委託契約書で内容が異なるところはないのか。

(答弁)

業務内容が同様であることから、委託契約書の内容も同様である。

(質問)

仕様書についても内容が異なるところはないのか。

(答弁)

仕様書は、若干相違するところがある。

(質問)

若干相違するところはどこなのか。

(答弁)

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構との仕様書にのみ、タイムレコーダーの設置を求めるという記載がある。なお、タイムレコーダーは同機構が設置するものである。

(質問)

タイムレコーダーがなぜ必要なのか。

(答弁)

同機構が適正な労務管理を行うため、タイムレコーダーの設置依頼があったためである。

(質問)

同機構から派遣される 1 人が複数の施設を清掃するため、自身で勤務管理を行う必要があり、タイムレコーダーを設置していると理解している。

一方、入札による民間業者はタイムレコーダーを設置せず、各地区総合センターの所長が勤務管理をしている。同じ業務を委託しているのにおかしいと思うが、どのような契約になっているのか。

(答弁)

同機構とは一者随意契約で契約しており、時間外勤務の経費も含めた見積書を徴取した上で予算の範囲内で契約をしている。

支払いについては、1年間通して、年度末に時間外勤務がなく、当初の見積額から減少した場合、精算して戻入するという内容の契約となっている。

一方、民間業者については、指名競争入札を実施し、落札価額で契約をしている。

1日の業務時間は、本庁と同じ勤務時間としており、時間外手当は発生しない仕組みとなっている。

ただし、民間業者の従事者にも、時間外で夜間勤務をしてもらうときがあり、その場合は相手方と協議して、当該時間を平日の時間帯で調整する形で振り替えて、業務をしてもらっている。

(質問)

民間業者の勤務管理はどのように管理しているのか。

(答弁)

勤務管理の方法については、業者の責任ですべきことと考えている。

(質問)

1人で業務を行うに当たり、タイムレコーダーを使用して勤務管理を行う必要があると思うがどうか。

(答弁)

履行確認の管理という意味では、所長が行っている。

(質問)

業務を委託しているのに、所長が履行確認などの勤務管理をするのはおかしいのではないか。

(答弁)

業者からは毎月、業務完了報告書を提出してもらい、それを所長が確認することで対応している。

(質問)

業者はどのように勤務管理を行っているのか。

(答弁)

従事者が当然、会社に報告書を提出していると思う。その報告に基づき、毎月、市役所に業務完了報告書が

提出されている。

(質問)

地区総合センターに派遣されている民間業者の従事者が、きちんと仕事をしていないという声を、以前より地域の人から聞いている。

同機構が行っているように、民間業者の従事者もタイムレコーダーによる勤務管理を行ってはどうか。

(答弁)

タイムレコーダー設置の経緯は、同機構から、従事者の適切な労務管理を行うために設置したいという依頼があったことによる。

現在、委託している民間業者からも依頼があれば検討したいと思う。

(要望)

民間業者は従事者の勤務管理に問題がないと認識しているのに、設置依頼をしてくるわけがない。

市の職員は、組織の中で管理職が勤務管理を行っている。民間業者へは業務を委託しており、職員が勤務管理に関わるべきものではなく、業者自身で責任を持って管理してもらう必要がある。タイムレコーダーを設置し、業者がきちんと勤務管理を行うようにしてもらいたい。

(質問)

四郷町見野の国有林無断伐採の件について、平成18年から教育委員会の埋蔵文化財センターが関与して国有林野等の無断伐採が進められ、平成20年であったと思うが、600平米から700平米の無断伐採が行われた。

当時、地元の自治会長や運動団体、見野古墳群保存会が、国有林だと知らずに無断伐採を行ってしまった、きれいに掃除しようと思っていただけであり過失であるという内容のてんまつ書を、兵庫森林管理署に提出している。

この時点で、無断伐採してはいけないと理解したのに、以後も継続して無断伐採が継続されており、故意で悪質である。

兵庫森林管理署からは、一度ならまだしも二度までもというコメントまで出ている。

本市も地元と協力し継続して無断伐採を行っているが、国有林であることを知らなかったと言えるのか。市の立場で、地域のためになるからといって、無断伐

採を続けることに関与することは、とんでもないことである。

前述の地区総合センターの件と同様、地域のためになることだから悪いとは思わなかったということなのか、あるいは悪いことだと知っていたが、地域のためになると思って無断伐採を継続していたのか、どのように考えているのか。

(答弁)

それぞれに関与した人が多くいるため、それぞれの人の思いまで全て代弁するわけにはいかない。

(質問)

市の立場としてはどうか。

(答弁)

平成 20 年当初は、古墳の件もあり教育委員会が対応している。国と直接やり取りを行った教育委員会の職員は、問題意識をしっかりと持っていたのではないかと思う。

私は平成 30 年、兵庫森林管理署から 2 回目の無断伐採の指摘を受けたときに関わった。国と協議を行い、見野古墳群保存会とともに現地で立ち会い、国の思いや問題点を十分認識したつもりでいたが、最も反省すべき点としては、国からの指摘事項を組織全体として共有できていなかったことである。

また、現地で当該国有林の境界であるくいの位置を確認してもどこにあるのか分からない状態であり、どこまでが国有林の範囲か、現場で明示することも重要であったと思う。

(質問)

100 人、200 人の組織の中で理解に温度差があったという話であれば分かるが、数人の組織の中で理解に差があったという話は筋が通らない。

実際、長年にわたって、国有林の無断伐採を継続してきたことは問題である。当初は 600 平米から 700 平米であったものの、最終的には 1 万平米もの伐採を行ってしまったことは、境界が不明だったことによる過失というレベルではない。

令和 2 年には国と本市が正式に約 8,400 平米の借地契約を締結したものの、現地で立会調査を行ったところ、国から 1 万平米の国有林を無断伐採していると指摘を受けている。本市は当初から 1 万平米伐採していたと主張しているが、写真・資料などの証拠がないよ

うである。この件については、どのように考えているのか。

(答弁)

平成 30 年に国から指摘を受けた当時、教育委員会がどれぐらいの範囲を伐採しているのか、独自で簡易な現地調査を行い、約 1 万 2,000 平米ほど伐採しているのではないかと国に報告している。

また、同保存会にも聞き取りを行い、令和 2 年の契約以降の伐採、面積等の拡張はしていないと聞いているほか、契約前後の航空写真で比較しても変化はないように思う。

そのため、平成 30 年以降、伐採の面積が大きく広がったということはないと認識している。

(質問)

問題であるのは、民間の団体が行ったことであるにもかかわらず、同団体の役員構成の中に行政側の人間も入っていること、また、特定の地域のために、国有林を無断で伐採してはいけないと分かっているのにやらなくてはならない状況になってしまっていたことである。

平成 31 年 2 月に国有林の伐採を業者に委託しているが、その際、業者から国有林であるが大丈夫なのかと尋ねられ、見野総合センター所長は、今後、姫路市が借地契約を結ぶことになるので大丈夫だと答えている。しかしながら、正式な契約は 1 年以上後のことであり、兵庫森林管理署の署長にその話をする、市職員がそのようなことを言ったのかと驚いていた。

この一連のやり取りは副市長まで報告されている。伐採中止が必要であるという認識はあったものの、伐採を止められなかったことについて、どのように考えているのか。

(答弁)

国からは、国有林を適切に管理してもらうのであればよいが、正式な手続を取らずに伐採をしたことは問題であると言われており、本市もこの件は問題であると十分認識している。

当該国有林は、昔から地域の人々が里山として開拓してきたものである。手入れすることも少なくなり荒れ果ててきたところ、古墳が発見されたため、地域活性化に役立てようと里山をきれいにする取組を始めた。しかしながら、国有林であるため伐採には国の許



可が必要であり、国にとって客観的に見てとんでもない話かもしれないが、地域住民はそれほど大きな問題であると考えておらず、認識が不十分であったことは否めないと思っている。

また、市としても、見野地域の古墳を生かしたまちづくりは、地域の里山を美しくしようとする公益的な取組であり、協働で取り組む意義があると考え、見野古墳群保存会の活動を支援し、埋蔵文化財センター館長が同保存会の役員として専門的な知識の助言を行ってきたほか、地域が伐採した竹等の処分を行政が請け負うなど共同で事業を実施してきたが、国の許可を取らずに伐採を継続したことは大いに反省すべき点だと思う。

また、伐採に当たり国の許可が必要であることについて、末端の職員まで指導が行き届かず、組織としての温度差があり認識が不十分であった。

令和5年に入って、初めて同保存会立会いの下、国との現地確認を行ったが、現地での国有林の借り受け場所の確認をこれまで十分できていなかったことも反省点だと思っている。

(意見)

地元の小中学生を含む地域住民は、地域のためになるからと協力していただけで、国に無許可で行っていたという認識はおそらくなかったのではないかと思う。

市も国も事態の解決に尽力している中、特定の民間の団体だけが何もせず利益だけを享受している。今後市だけが責任を取り対応に当たる状態が続くことは疑問である。

いたずらに時間を浪費するのではなく、早急に本件の解決に向けてしっかりと取り組んでもらわないと、本市の汚点になってしまう。

**市民局終了**

**11時44分**

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

**環境局**

**11時46分**

**付託議案説明**

- ・議案第66号 契約の締結について（市川美化センター排ガス処理設備等整備工事請負契約の締結）

**報告事項説明**

・令和6年度からの家庭ごみ収集運搬業務実施に向けての入札の結果等について

・高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業（ふれあい収集）の利用要件の改正について

・新美化センター建設候補地選定の進捗状況について

**休憩**

**12時18分**

**再開**

**13時19分**

**質疑・質問**

**13時19分**

(質問)

市川美化センター排ガス処理設備等整備工事について、1号炉と2号炉が整備のため休炉になる間、通常のごみ処理には対応できるのか。

(答弁)

調整が必要になるが、休炉する期間はごみの搬入先をエコパークあぼしに変更するなど、十分対応できると考えている。

(質問)

以前、市川美化センターを休炉して工事を実施した際は、ごみの減量を市民に呼びかけたと思うが、今回はそのような取組は実施しないのか。

(答弁)

当該工事に起因した呼びかけは実施しない。

なお、新美化センターや、今後、老朽化に伴って建て替えを行うことになるほかの施設の規模に影響するため、環境局にとってごみの減量化は非常に大きな命題であると考えている。

現在、局内でごみ減量化における具体的な新施策を検討すべくチームを編成し、できる限り早期に実現できるように取り組んでいる。

(質問)

令和14年度予定の新美化センター稼働まであと約9年あるが、その間、市川美化センターにおいて改修工事が必要な箇所はどれくらいあるのか。

(答弁)

焼却炉を稼働中に故障箇所が生じてくるため、あらかじめ想定することは困難である。

(質問)

今回実施する工事は、あらかじめ想定した範囲内の工事ではないのか。

(答弁)

今回の契約に含まれる触媒反応塔定期整備工事に  
関しては、触媒反応塔は排ガスからダイオキシンを取  
り除く設備であり、毎年定期的に触媒の入替え・再生  
が発生するもので、想定内の工事である。

(質問)

今後も、今回の契約と同等の金額が定期補修費とし  
てかかってくるのか。

(答弁)

市川美化センターのごみ処理能力を維持するため  
には、金額の多寡はあるものの、毎年度、同規模の定  
期補修費が必要になると想定している。

(質問)

直近でエコパークあぼしにおいて、多額の費用を投  
じて改修工事を実施したことはあるのか。

(答弁)

エコパークあぼしは、令和 11 年度まで、焼却施設  
の運転、維持管理、補修及び更新等、再資源化施設の  
維持管理、補修及び更新等を一括して行うよう株式会  
社あぼしクリーンシステムと契約しており、同社が定  
期的に改修工事を実施している。

(質問)

エコパークあぼしの改修工事は、同社が定期的に行  
っているのか。

(答弁)

そうである。

(要望)

市川美化センターの定期補修について、新美化セン  
ターが新設されるまでの間、適正かつ安定した処理機  
能が発揮し続けられるよう計画的に取り組まれない。

また、新美化センターについて、人口減少社会によ  
るごみ発生量の減少やごみ減量化の目標を踏まえて、  
しっかりと施設整備計画の策定に努められない。

(質問)

高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業(ふれあい  
収集)の利用要件の改正について、本改正により、今  
後、同事業の利用者数はどれくらい増加すると見込ん  
でいるのか。

(答弁)

現在、年間 50 人程度が新たに利用を開始している  
が、本改正を行うことで、さらに 20%程度が増加す

ると見込んでいる。

(質問)

今回、高齢者の利用要件のうち要介護度 2 から 5  
を要介護度 1 から 5 に緩和しているが、今後さらに要  
件緩和を行い、対象者の拡充を図ることを考えていな  
いのか。

(答弁)

実際にごみ出しが困難な家庭は、要介護度にかかわ  
らず様々なケースがあり、要支援の介護認定を受けて  
いても、実際は症状が悪化して要介護度 2 相当である  
と思われるのに、再度認定を受けていない人もいるほ  
か、認知症で定期的なごみ出しが困難な人もいる。

また、特に夜間収集地域においては道路沿いにごみ  
ステーションがあり、四肢の状態が悪いため、ごみ出  
しをする際に非常に危険な目に遭っている人もいる。

利用希望者に対しては、要介護度などの利用要件を  
確認した上で、全ての申請に対して市職員が本人宅へ  
訪問している。その際に本人や親族、介護事業者等  
に対してヒアリングを行うなど、現在のごみ出し状況の  
困難性を勘案した上で、ふれあい収集実施の可否を審  
査しており、適切な対応を行っていると考えている。

現状ではさらなる要件緩和は考えていないが、今後  
も利用者の状況によって柔軟に対応していく。

(質問)

本人や家族以外に、例えば自治会長などから問合せ  
はないのか。

(答弁)

実際に介護を行っているケアマネジャーからの問  
合せが一番多い。

自治会長からの問合せもあるが、数としては極めて  
まれである。

(質問)

申請受付後に審査を行った結果、却下したケースは  
ないのか。

(答弁)

個別要件の中の 1 つに、介護保険の訪問介護を利用  
しているという項目がある。本人によるごみ出しが不  
可能かどうか、本人の主観だけでなく、当該制度をよく  
理解しているケアマネジャー、ヘルパーなど複数の  
関係者からの意見を十分踏まえた後に、本人宅で現地  
調査を行った上で申請書が提出されるため、申請受付

後に却下するケースはほとんどない。

(要望)

同事業を必要としている市民が利用できるように、実施内容や利用要件の改正についてしっかりと周知に努められたい。

(要望)

訪問看護や訪問介護の事業所に対して、チラシを配付するだけでなく、事業内容についてしっかりと周知されたい。

また、以前、回覧を実施していたと思うが、独居の高齢者にも情報が行き渡るよう、十分に同事業の周知徹底を図られたい。

(質問)

同事業で想定しているごみの収集方法について、自宅の玄関先まで収集しに来てもらえるのか。

(答弁)

実際のサービス利用者は外出困難な人が多く、歩いて敷地から外に出るケースはほとんどない。大半は介護ヘルパーが、敷地内の玄関先などに設置したごみ出し用バケツ等にごみを排出することが多い。

マンション等については、マンション管理人との協議も必要になるものの、マンションの共有部分である外向きの通路部分にごみ出し用バケツ等を設置させてもらっているケースもある。

(質問)

地域によってごみの収集方法が異なることについて、どのように考えているのか。

(答弁)

ごみ収集の方法は、各市町村で独自の方法を採用できていることになっている。

本市においては、ほとんどの地区はステーション方式を採用しており、ごみは隣保ごとに設置した可燃ごみステーションに排出するのが一般的である。

ただし、市内でも可燃ごみステーションが設置されていない、もしくは設置できない場所もあるため、地域により収集方法が異なる状況が生じている。

(質問)

市内には、家の前に出したごみを個別収集してくれる地域もあるのか。

(答弁)

みゆき通りや姫路駅前周辺においては、事業系のご

みが家庭系のごみと混在して排出されることを防ぐため、ステーション方式は採用していない。各個人の家の前にごみを排出するよう依頼しており、それを個別収集するようにしている。

(質問)

市川美化センターは毎年、定期補修費がかかるようだが、当初からエコパークあぼしのように、官民が連携して公共サービスの提供を行うPFIやDBO等の方式で契約を締結していれば、よりコストを抑えた運用が可能であったのか。

(答弁)

市川美化センターは一者随意契約で、エコパークあぼしはDBO方式を採用し、競争入札を実施して契約しているが、事業方式が異なるため、最終的なコストの比較は困難であると考えている。

ただし、故障時には、エコパークあぼしは請負業者が保守計画を立てて運営しているため、迅速に対応できるものの、市川美化センターのように役所が行うとなると、様々な手続が必要のため対応に時間がかかることが考えられる。しかしながら、職員が責任を持って保守計画を立てているため、どのような計画で運用しているのか分かりやすいことはメリットと考えている。

(質問)

市川美化センターの定期補修について、コスト削減の観点から、一者随意契約で契約している業者と異なる業者が実施することはできないのか。

(答弁)

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、特許を持っているものもある。

美化センターは厳格な安全管理が必要とされるほか、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、建設した業者が一貫して整備工事も行わないとリスクを伴う。

また、令和4年第2回定例会の厚生委員会において、高額となる随意契約においては、専門的な知識を持つ技術系職員を有する関係部局と連携し、検証する仕組みづくりを検討するなど、より適正な設計となるよう努めるようにとの要望を受けた。この件を踏まえ、環境局と庁内関係部署の職員を集めたプロジェクトチ

ームを作り、外部の意見も聴取しながら積算基準を作成し、その基準どおりに実施したのかをチェックリストで確認した上で、今回議案を提出している。

(質問)

令和 14 年度に新美化センターが完成するまで約 9 年間あるが、市川美化センターの定期補修費は毎年どれぐらいかかるのか。

(答弁)

令和元年から 3 年にかけて大規模な長寿命化工事を実施し、基本的な箇所は補修しているものの、経年劣化した箇所を補修する費用として、今年度と同程度の金額が必要ではないかと想定している。

(質問)

今後、約 9 年で 100 億円近くの費用負担が発生する可能性があるということなのか。

(答弁)

稼働年数が延びると、その分補修費用が必要となる。

(質問)

令和 6 年度から令和 10 年度における可燃ごみ等収集運搬業務委託に関する制限付一般競争入札結果について、対象業務が 3 件あった中で、入札結果として、中エリア業務が落札、西エリア業務が不落随契、東エリア業務が落札となっている。

同一の者が落札できる業務は 2 件までとの理由で、結果的に 1 件目の中エリア業務、2 件目の西エリア業務を落札した業者については、3 件目の東エリア業務の入札から排除された形となっているが、実際は 2 件目については落札ではなく不落随契だったため、落札という表現は不適切だったと思うがどうか。

(答弁)

入札公告の中で落札という表現を使用してしまったことについては、他の表現も考慮すべきであり、今後の反省点であると思う。

ただし、本市の旧市域全体を 1 者だけで収集することになると、不測の事態が生じた場合、対応できなくなる危険性が高く、市民にとってリスクとなる。また、令和 9 年頃にはごみ収集の直営職員もほとんどいなくなることを踏まえ、契約課等と調整した上で 1 業者とは 3 エリアのうち 2 エリアまでしか契約しないことを決定したものである。

(質問)

令和 6 年度から開始される可燃ごみ等収集運搬業務委託について、契約締結後から令和 6 年 3 月末までのスケジュールについてどのように考えているのか。

(答弁)

令和 6 年 4 月 1 日から適正なごみ収集業務を実施できるように、令和 6 年 3 月末までの間、契約業者については、姫路市内にある可燃ごみステーション 1 万 2,000 か所の 3 分の 1 もしくは 3 分の 2 において、可燃ごみステーションの位置、ごみ出しの規制や時間等について確認するとともに、体制を整えてもらうことを考えている。

委託業者が収集できなかつたり、収集が遅延するようなことが発生した場合に、市の職員で履行確認をしてパトロールする部隊を編成するよう鋭意取り組んでいるところである。事業開始の令和 6 年 4 月まで余裕のないスケジュールではないかと思っている。

(質問)

当該入札案件については、どのようなスケジュールで業務を実施してきたのか。

(答弁)

令和 4 年 11 月に当該業務の入札概要について公表しているが、まず事業内容を周知する期間として約半年、入札に約 1 か月で実際に契約に至るまで合計約 2 か月、併せて 8 か月かかっている。

今回はごみ収集の経験がある業者と契約しており、当該業者が、可燃ごみステーションの位置の把握、可燃ごみステーションから処理施設までの経路、市川美化センターからエコパークあぼしに運搬先が変更になった際の対応などを既に経験していたため、半年という短い周知期間となったが、本来であれば車の調達、人材の確保、費用の調査などに 1 年以上はかかるのではないかと思う。

(質問)

当該案件について、再度入札を行う場合、どれぐらいの時間がかかるものなのか。

(答弁)

再入札を行う場合、同じ条件では入札できないため、条件を変更した後、改めて入札概要を公表し十分な周知を図ろうとすると、業者への周知期間で 6 か月、入札してから契約までに最低 1 か月、報告期間を含めると約 2 か月弱必要であるため、最低でも 8 か月はかか

と思う。

(質問)

西エリア業務における入札の結果、不落随契となっているが、再度入札を行う考えはないのか。

(答弁)

契約締結後、業者が可燃ごみステーションの位置や処理場までの経路等を把握するために要する準備期間は、半年では短いと考えている。

仮に今から入札をやり直し、8か月後の令和6年2月に契約を締結したとしても、その後半年間かけて準備するとなると、令和6年4月からの業務開始にとて間に合わないため、今から改めて入札し直すことは不可能である。

(質問)

平成26年から、従来の直営収集による家庭ごみ収集地区の半分程度を受託した業者が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、結果的に令和5年度まで収集を行っていると思うが、当時は、入札後事業開始までにどれぐらいの準備期間を予定していたのか。

(答弁)

平成26年4月にひめじ環境整備事業協同組合と直営収集減分の一者随意契約を行っているが、前もって環境局から打診して、必要な車両台数を準備するよう依頼していた。そのため、準備期間は不明であるが、かなり以前から計画を立てて準備を行っていたと記憶している。

同組合は、本市から引き受けたエリアにおいて、市のごみ収集車の後ろをついて回り、可燃ごみステーションの場所の確認から始めたと聞いており、相応の時間がかかったと思う。

(質問)

当該案件の再入札に必要な期間を求める上で、実際に参考となるのは直近に同様の事業を行ったものであると思うが、準備期間は明確に分からないのか。

(答弁)

同組合の場合、実際に市がごみを収集している場所に後ろからついて行き、可燃ごみステーションの位置や経路の確認を調査していた。

一方、当該案件では、地域も異なる上、契約業者が既に現在別の業務を抱えている中で、新たに当該案件

のための人員や車両を用意しており、同組合が行ったものと同様の調査方法を実施することは不可能である。

そのため、当時、同組合が行った調査方法やかかった時間等は参考にはならないと考える。

(質問)

他都市であれば、ごみ収集地域のブロックをもっと細分化しているところもある一方、本市では旧姫路市域を大きく3ブロックに分割しており、大規模な特定の業者しか入札に参加できないと思われる。

本案件では3者しか応札していないが、このような条件で競争入札したと言えるのか。

(答弁)

家庭ごみ収集運搬業務の入札化に当たり、ごみ収集の曜日を変えず、市民の生活に全く影響を与えないような制度設計を行うように指示をした。

現在、可燃ごみの収集パターンは週2回・3パターンあるが、多くの業者に参入してもらうために旧姫路市域のブロックを細分化した場合、まとまった収集量となりにくいため、ごみ収集の曜日を変更する必要が生じる。

ごみ収集の曜日を変更せず、遅延なく収集できる業者に参入してもらう観点から、旧姫路市域のブロックは3分割するほうがよいと判断したものである。

なお、現在は委託業者2者と直営とで旧姫路市域のごみ収集を行っているが、入札化に当たり、最低でも3者が収集することが理想であると考えていた。

事業組合の参入も認めるなど十分な準備期間を提供したつもりではいたものの、入札業者は、現在収集している2者に1者が新たに参加しただけで、残念ながら3者だけとなったが、現在の業者に配慮した形での意図的な事業スキームは一切組んでいない。

一方、曜日を考慮しなくてもよいカレンダー方式の粗大ごみについては、多くの業者が参入できるように、可能な限りブロックを細分化する制度設計を行った。

(質問)

今回提示した条件で、どれぐらいの数の業者が入札すると想定していたのか。

(答弁)

具体的な業者数については想定していないが、少なくとも3者以上に参入してもらいたいと考えていた。

(質問)

入札可能な業者については、どのように考えていたのか。

(答弁)

市内の許可業者のうち、入札参加要件である塵芥車またはダンプ車合計 18 台を保有していると思われる 5~6 者が、追加で車両を購入できる期間を考慮し、周知期間を半年間としたほか、それ以外の業者であっても、連携組合を組めば入札に対応できると想定した。

(質問)

入札条件にあるいわゆるパッカー車は、リース契約で保有していてもよいのか。

(答弁)

リース契約でもよい。

(質問)

市川美化センター排ガス処理設備等整備工事は、同センターの建設工事を実施した業者と随意契約を行うことがやむを得なかったという理解でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

新美化センター建設候補地の一次選定における建設候補地の抽出において、行政選定地と、民間からの情報提供を基にした情報提供地の絞り込み等条件が異なっているが、もし条件が同一であれば、情報提供地の数はもっと少なかったということなのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

一次選定までの経過及び結果はどのようになっているのか。

(答弁)

情報提供地の募集に関しては、ある程度行政選定地の抽出が進んでいたときに、新美化センターについて多くの市民に関心を持ってもらうとともに、市が把握できなかった場所を情報提供してもらうことも大切ではないかと考え、連合自治会長に依頼するなどし、募集を行ったものである。

その際、まずは条件を列挙せず広く募集し、一次選定時に行政選定地と同様に法的除外要件で絞り込みを行うようにした一方、行政選定地については、除外

地域等を考慮した上で、選定を行った。

なお、一次選定の段階で行政選定地 26 か所、情報提供地 6 か所がリストアップされていたものの、除外条件等に該当し不適地として判定された行政選定地 17 か所と情報提供地 3 か所を除外した結果、一次選定を通過した選定地が行政選定地 9 か所、情報提供地 3 か所となっている。

(質問)

収集運搬効率の観点から、本市の人口重心から 10 キロメートル以内に設置するという条件を、行政選定地の抽出時には当初から適用しているものの、情報提供地の一次審査時には適用していないのはなぜか。

(答弁)

行政選定地については、令和 3 年度から事務局のほうで当該条件を踏まえて抽出している。

令和 4 年度の環境審議会における審議の中で、委員から、今後、二次、三次審査を経る過程で当該条件も踏まえた点数による評価が行われるため、広く市民に情報提供を求めるのであれば当初から条件をあまり付さないほうがよいのではないかという意見があり、それを踏まえて、情報提供地の一次審査においては条件を 1 つ緩和したものである。

(質問)

行政選定地と情報提供地は、当初から同じ条件で抽出すべきであり、情報提供地に有利となるようなことはするべきではないと思うがどうか。

(答弁)

情報提供地の募集時には条件を付していないものの、審査の段階においては行政選定地と同様の条件で行っているため、情報提供地だけ審査基準を緩くしているわけではない。

(質問)

行政選定地と情報提供地との抽出条件に差をつけるのはおかしいと思うがどうか。

(答弁)

行政での選定と並行して、市民からの情報提供も受け付ける方法自体が、相当まれなことだと思う。

市民から広く情報提供してもらうときに厳格な条件は課さなくてもよいという環境審議会の意見で実施したものであるが、その後の選定の中で、行政選定地と全く同じ条件で情報提供地の審査も行っていく

ため、審査結果に差がつくことは決していない。

(質問)

行政選定地を抽出する段階で、当該条件に該当したために選定から外したところはないのか。

(答弁)

仮に当該条件を考慮しなければ、26 か所の行政選定地が 50 か所になったかもしれないが、選定する時間も余分にかかるほか、選定される優位性が低い土地も多くなることから、結果として審査にかかる事務量も増えてしまい、建設的な手法ではないと考える。

(質問)

環境審議会からの意見で当該条件を緩和したことは、情報提供地の選定に有利となるような手法であったと思うがどうか。

(答弁)

当該条件を付していれば、情報提供地は 6 か所ではなかった。

(質問)

当該条件で除外された情報提供地は何か所あるのか。

(答弁)

1 か所である。

(質問)

新美化センター建設候補地の三次選定の評価項目の中に、ダイオキシンのリスク評価に関して、候補地から住宅までの距離が 1,000 メートル以上の場合には満点とするという項目が設けられている。新美化センターにダイオキシンを除去する設備を設けたとしても、実際は施設近辺にダイオキシンが大量に発生する可能性があるのか。

(答弁)

そのような可能性はない。

ダイオキシンのリスク評価における評価基準は、国の参考仕様書を基に、他都市が採用している評価項目も参考にしながら設定しており、住民に新美化センター建設について説明する中で、環境保全に最大限配慮して候補地を決定したことを示す材料の 1 つとするものである。

(質問)

科学的根拠もなく、候補地から 1 キロメートル離れているところは安全で、100 メートルしか離れていな

いところは危険というようなイメージを持たれてしまうことについて、どのように考えているのか。

(答弁)

ミニアセス（生活環境影響調査）の項目の中でも、事業予定区域から 100 メートルというのが 1 つの基準となっていることから、当該項目を採用した経緯がある。

(質問)

本当は安全であるにもかかわらず、候補地から住宅までの距離が遠く離れると評価点が高くなり、近くなると評価点が低くなるというイメージを市民に植え付けようとしているのではないのか。

(答弁)

住民に対して、周辺環境に配慮していることを示す材料としているだけである。

(質問)

以前、国の役人と話をしたときに、ごみ焼却施設は迷惑施設と言われ敬遠されるが、本来はごみが多く排出される市街地の中に美化センターがあるのが最適であるというようなことを言われた。

ダイオキシンが距離に及ぼす影響は科学的に問題ないとされるのに、候補地から住宅への距離を評価として点数化することについて、どのように考えているのか。

(答弁)

ダイオキシンの排出に関しては、触媒反応塔を設置していると言ってもゼロになるというわけではない。

ただし、住民感情に対して、本市の稼働状況は国の規制基準を下回る数値での排出となっており、排出量はゼロではないが安全であるとの説明を行っている。

(質問)

候補地は、市街地に近いところではなく、市街地から離れた周辺とする想定であるのか。

(答弁)

国土交通省の都市計画運用指針において、都市施設のうちごみ焼却場等の立地について、基本的に住居系及び商業系用途地域には建設しないこと、また用途地域を指定し、または変更する場合には、工業系の用途地域とすることが望ましいとされている。

同指針を踏まえ、住宅系及び商業系の用途地域は不適地となり、候補地としては工業系や市街化調整区域

及び都市計画区域外の区域が対象になると思う。

国との話は、おそらくそのような対象となる区域が少ない、もしくは既に土地利用がなされており、ごみ処理施設の建設が適さないという背景があったのではないかと考える。

(質問)

新美化センター建設に当たり、同センターを核としたまちづくりを検討するなどの機運が高まっている一方で、市川美化センターの周辺には余熱利用施設やその他にぎわい施設などが何もないが、どのように考えているのか。

(答弁)

市川美化センターの課題は認識しており、今後の在り方についてもしっかりと検討していかなければならないと考えている。

現在は、同センター建設当時より法の整備等が変わり、建設基準も厳しくなっており、現在の基準では同センターの土地にごみ処理施設を建設することは困難かと思う。

現在も環境保全等に全力で取り組んでおり、予算もかけて近隣住民に迷惑がかからないように留意して施設運営しているため理解してもらいたい。

(質問)

新美化センターにおける審査過程の議論内容は公表されるのか。

(答弁)

新美化センター建設候補地選定委員会の資料や会議録は、令和4年度に開催した第1回、第2回分は既に公表しており、令和5年度に開催した第3回の会議録も間もなく公表予定である。

令和5年6月末に第4回を開催する予定であり、資料等の公表も追って行うほか、同委員会の決定事項等があれば厚生委員会で報告したいと考えている。

なお、令和5年度中には本市の方針を決定したいと考えているが、候補地に決定した地元の意向を確認する必要があり、方針決定の公表時期は明言しづらい。

(質問)

方針決定の公表は、地元と議会とどちらが先になるのか。

(答弁)

過去の事例から、方針決定後にまず地元の自治会長

と相談して確認及び調整を行わないと、様々なことが立ち行かなくなることがあったため、公表するときに慎重に検討することになると思う。

ただ、全国的な統計で言うと、まず地元の説明する事例が多く、次に、ほぼ同時期に選定委員会と地元の代表者や議員などに報告する事例が多かったように思う。

議会も住民も軽視するつもりはないため、本市としてどのような手法がよいのか慎重に検討しながら結論を出していきたい。

(質問)

特定地域の議員にのみ報告するのではなく、議員全員に報告するほうがよいと思うがどうか。

(答弁)

全国の統計結果を示しただけであり、どのような方法で公表するかは、まだ決定していない。

(質問)

市川美化センターには、排熱利用の設備はあるのか。

(答弁)

市川美化センターには、ごみを焼却した際に生じる熱で発生させた蒸気のエネルギーを利用して発電を行う蒸気発電機を備えている。

(要望)

市川美化センターで使用している蒸気タービンでどれくらい電力が生み出されているか不明であるが、できる限り熱源を有効に活用してもらいたい。

(質問)

新美化センターは、SDGsやゼロカーボンなど、新しい姫路のまちづくりに資することになると思うがどうか。

(答弁)

環境局はゼロカーボンに関することも所管しており、今後もしっかりと計画を進めていきたい。

(質問)

ふれあい収集について、妊産婦からの相談件数はどれくらいあったのか。

(答弁)

保健所を含めた健康福祉局や子ども未来局など、関係部署に対して情報提供をしているものの、妊産婦からの問合せは全くない。

ただ、ネグレクトなどの対応を行っている子ども家



庭総合支援室に対して情報提供したところ、相談したい案件が数件あると聞いており、今後、協議しながら、対応できる部分については対応していきたいと考えている。

(要望)

ふれあい収集に関連して、使用済み紙おむつを定期的に回収しながら、生活面で心配な子育て家庭を見守る事業を検討してもらいたい。

また、ふれあい収集についてもしっかりと周知してもらいたい。

**環境局終了**

**14時50分**

**健康福祉局**

**14時50分**

**報告事項説明**

・議案第54号 子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

・「姫路市の救急医療方策に関する指針」の見直しについて

・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第9期）の策定について（進捗状況）

・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第9期）における介護保険施設等の整備（案）について

・あなたとつくる健康長寿の姫路（まち）市民アンケートの実施について

・姫路市墓地等の経営許可等に関する条例（骨子案）に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

**質問**

**15時08分**

(質問)

姫路市の救急医療方策に関する指針について、今後1年かけて見直し方針を固めていくということか。

(答弁)

そのとおりである。

姫路市地域医療連絡会議の部会を設け、市内の大規模な病院の医師や、医師会の医師に参画してもらい、年内に3回程度開催した上で、最終的に同会議に諮って、見直し方針をまとめようと考えている。

パブリック・コメント等の実施も予定しており、随所で厚生委員会に報告し進めていきたい。

(質問)

令和6年には医師の働き方改革の全面施行が予定されており、十分に対応していく必要があると思うが、一方で、医療提供体制の確保は命を守る上で最も大切なところであり、調整が非常に難しいと考える。

姫路市休日・夜間急病センターの直近3年間の利用状況はどのようになっているのか。

(答弁)

令和2年度は1万1,722人、令和3年度は1万4,288人、令和4年度は1万6,767人となっている。コロナ禍前までは年間約4万人の利用者がいたが、コロナ禍の影響で大きく減少した。

(要望)

救急医療方策に関する指針の見直しは、過去3年間ではなくて、コロナ禍前の実績を参考にして、取り組んでももらいたい。

また、医師の働き方改革は非常に重要であると思うものの、休日夜間に診療に当たる医師の確保も重要で、医師の働き方改革との両立に困難さはあるが、今後の休日夜間における小児の医療体制の確保について検討してもらいたい。

先日知り合いの医師と話をしていて、今後はAIによる診察がなされる時代になってくるのではないかという話であった。夜間や休日に病気にかかったときに、電話などでAIによる診断を行う仕組みについても、将来的に検討してもらいたい。

(質問)

あなたとつくる健康長寿の姫路（まち）市民アンケートについて、発送数が5,000件から1万件となっているが、対象者についてどのように考えているのか。

(答弁)

同アンケートの内容や対象者はまだ決定していないものの、現時点では、対象者は65歳以上だけではなく、高齢者の子ども世代まで広げるべきではないかと考えている。

(質問)

7月下旬に発送予定であり、そろそろ決定していないといけないのではないかと思う。同アンケートの回答方法はどのように考えているのか。

(答弁)

対象者の自宅へ調査票を郵送し、回答を郵便で返送

してもらおうことを考えているが、パソコンや携帯電話での回答方法についても検討していきたい。

(質問)

パソコン等を用いた電子アンケートの手法も活用するとともに、高齢者だけでなく若い世代など幅広い年齢層からも意見を収集されたい。

また、同アンケートで得られた意見や明らかになった今後の課題を確実に施策に反映し遂行できるよう、しっかりと結果分析にも取り組まされたいがどうか。

(答弁)

高齢者に関する事業は見直しを行う転換期に入っており、今回見直しを行うに当たり、同アンケートが一番重要な出発点だと思っている。

今後、内容について迅速に詰めていかなければならないが、アンケートが意味のないものにならないよう、しっかりと取り組んでいきたい。

(質問)

姫路市墓地等の経営許可等に関する条例について、条例改正までのスケジュールはどのようになっているのか。

(答弁)

令和 5 年度中に条例改正を実施したいと考えている。

(質問)

本市では高齢者の補聴器購入のための助成制度は実施していないが、制度導入の検討はしていないのか。

(答弁)

高齢者が年齢相応に聞き取りにくい状況になり、耳から入ってくる情報量が減少すると、社会的フレイルや認知症のリスクが高くなる。

県下で 4 市町ほどが助成を行っており、高齢者の認知症リスクを少なくする効果があると言われていることから、同事業のような高齢者支援事業について検討をしているところである。

(要望)

しっかりと検討してもらいたい。

(質問)

姫路市立四郷診療所は昭和 32 年に建設され、今年で築 65 年となるが、現在も施設は使われている。

包括外部監査において、建設当時は無医地区であったことから、それなりに役割を果たせていたと思うが、

現在 1 日の患者は数人で、あえて公費を投入し今後もサービスを提供する必要があるのかという厳しい指摘を受けているが、どのように考えているのか。

(答弁)

同診療所については、20~30 人がかかりつけ医として現在も受診しているほか、特定健診や予防接種も実施しており、直ちに必要ない施設であるとは言えないと思う。

ただし、施設の老朽化という問題もあり、今後の在り方については、姫路市公共施設等総合管理計画等に基づき検討していく必要があると認識している。

(質問)

平成 27 年の包括外部監査で、同診療所の継続または廃止を判断することができない状態であるため、条例等で明確な設置目的を示すべきである、あわせて今後の診療所の在り方について検討すべきであると指摘されている。

築 65 年の建物に多額の公費を投入しており、同診療所に限らず、公の施設を見直していこうという流れがある中で、同施設は廃止すべきだと思うがどうか。

(答弁)

国においても、かかりつけ医の定着、普及を促進する動きがあり、同診療所を直ちに廃止する判断はできない。また、当然、廃止に関して地元の理解を得る必要もあり、公共施設等総合管理計画の方針に沿って同診療所を継続していかなければならないと考えている。

(意見)

老朽化した同診療所の今後について検討しなければならない時期が来ていると思う。

(質問)

委託業者が変更になったとしても場所を変更せず、普段から市民が慣れ親しんでいる市民センターなどの公共施設内で地域包括支援センターのサービスを継続して提供すべきだと思うがどうか。

(答弁)

公共施設での相談窓口は継続して同じ場所にしたいという思いはあるが、健康福祉局だけで実現できる話でもなく、教育委員会や公共施設を持っている部署に協議を行い施設複合化の相談をしているほか、市の掲示板で情報提供依頼を行ったりするなど様々な取

組を行っている。

(質問)

地域包括支援センターは本来なら市直営で、公共施設内で運営しなければならないと思うがどうか。

(答弁)

同センターは、間借りする立場にあるため、公共施設内での運営は、すぐには困難であると考えている。

(質問)

責任転嫁ではないのか。

(答弁)

責任転嫁ではない。他部局に働きかけて協議しながら進めていきたい。

(質問)

高齢者のマッサージ等施術助成券の交付事業について、姫路保険鍼灸マッサージ師会に所属する特定の施術所でしか助成券が使用できず、利用率が7割程度と低くなっている。本来、高齢者福祉の事業であるのに、マッサージを施術する視覚障害者を支援するために実施するような形になっているが、施術者は視覚障害者だけではないと思われるほか、障害のある人は多くいるのに視覚障害者支援のためにだけ事業を実施していることも疑問である。

また、助成額が1回の施術にも満たない3,000円と少額であることも問題であるが、今後、同事業の実施についてはどのように考えているのか。

(答弁)

同事業は昭和61年に開始され、事業開始から30年以上が経過していることから、今後、高齢者支援事業の在り方について検討していく中で、同事業についても考えていきたい。

(要望)

今後、より高齢の利用者が利用しやすい事業となるように、助成の在り方を検討してもらいたい。

(質問)

福祉施設で勤務する職員が、利用者から暴力、暴言を受けていることについて、市として実態把握しているのか。

(答弁)

監査指導課に、苦情等といった内容が通報される場合もあるほか、施設所管課にも情報提供がされる場合もある。

また、ハラスメント対策として、介護事業所向けに、介護サービス利用者やその家族からのハラスメント等に関する弁護士相談窓口を開設しており、利用者も多いと聞いている。

(質問)

職員の立場は非常に弱く、利用者に対する苦情を職場に伝えられず泣き寝入りになるケースが多いようである。

施設側で対処すべき問題であるとも言われるが、職場環境を改善していくことは行政の責任でもあり、サービス提供側の職員の立場を十分考えて対応してもらいたいがどうか。

(答弁)

ハラスメントを行う利用者からの話を聞くだけではなく、ハラスメントを受ける職員側のケアにも対応しないと職員も離職していつてしまうことから、施設の経営者等に対し、ハラスメント対策に関する研修を行っているが、今後さらに内容を充実させていきたいと考えている。

(質問)

職員には生活があり、離職したくてもできない事情があるから辛いと思う。行政としても施設内のハラスメント対策に問題意識を持って取り組んでもらいたいと考えているのか。

(答弁)

介護保険課で、介護事業所向け弁護士相談サポート事業を実施しており、介護サービス利用者やその家族からのハラスメント等に対して相談してもらえる窓口を設置しているほか、ハラスメント対策に関する研修も実施するなど、介護現場におけるハラスメント対策が進むよう取り組んでいる。

(質問)

介護保険課と監査指導課、どちらが相談窓口になるのか。

(答弁)

施設の種別にもよるが、障害福祉サービス事業であれば障害福祉課、介護保険事業であれば介護保険課が最初の窓口になると思う。ただし、通報の形を取った情報提供や苦情などは監査指導課でも受け付けている。

どの窓口に来られても相談内容を共有できるよう

に、広く相談窓口の門戸を広げている。

(質問)

姫路市の救急医療方策に関する指針の見直しにおける電話相談体制の充実について、電話を受ける体制としては、保健所に配置している医師につながるのか、病院で勤務している医師に直接つながるのか、どのようになっているのか。

(答弁)

救急医療電話相談は、実際に病院で勤務している医師に対応してもらうのではなく、看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスをを行っている。

現在は小児だけが対象であるが、神戸市で実施している救急相談ダイヤル#7119を踏まえ、成人も対象とするよう検討を行うものである。

(質問)

救急医療電話相談は、テレビ電話に対応していないのか。

(答弁)

基本的には電話のみで、看護師等が聞き取りをして適切なアドバイスをする。

(要望)

小児の救急医療電話相談について、電話相談時に、看護師等に対して保護者が子どもの病気やけがの症状を音声のみで正確に伝えることは困難であると思われることから、情報量の多いビデオ通話を使ったツール等の導入を検討されたい。

(要望)

姫路市墓地等の経営許可等に関する条例(骨子案)に関する市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について、意見提出者及び意見の数がゼロ件となっているように、今回、あなたとつくる健康長寿の姫路(まち)市民アンケートを実施し、市民の意見を収集しようとしているが、なかなか声が集まらないのが現実かと思う。

アンケートについては、高齢者だけでなく若い世代など幅広い年齢層から意見を収集するとともに、メールや電子アンケートなど、市民が回答しやすい仕組みも考えてもらいたい。

**委員会審査中断**

**15時52分**

**【予算決算委員会厚生分科会(健康福祉局)の審査】**

**委員会審査再開**

**16時16分**

(質問)

先日視聴したテレビで、マスクを常時つけていた子どもたちも外すようになっていたり、アルコール消毒も徐々に実施しなくなったりと、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されてきている中で、感染が急拡大し爆発的に広がっているという話があった。本市においてもそのような傾向にあるのか。

(答弁)

医師会からの定例報告によると、RSウイルスの感染拡大や、インフルエンザの流行レベルが1週間、注意報になるなど、マスクを外した影響かと思われる兆候が見受けられるものの、学校園で顕著に感染が拡大しているわけではない。ただし保育園から、集団感染についての報告が少し届いているような状況である。

(質問)

新型コロナウイルス感染症対策により、コロナ以外の感染症は減少していたのか。

(答弁)

マスク着用などの感染対策が個人のレベルで広く行われるようになったため、ここ数年、インフルエンザは報告数がほとんどないような状況であった。

コロナ禍においてマスク着用の影響は大きかったと感じている。

**健康福祉局終了**

**16時20分**

**意見取りまとめ**

**16時20分**

(1)付託議案審査について

・議案第59号、議案第60号及び議案第66号、以上3件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3)委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

**意見取りまとめ終了**

**16時22分**

**閉会**

**16時22分**

**【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】**